

保険かわら版

傷病手当金意見書交付料

Q1: 傷病手当金意見書の交付のみを求められた場合には、診察料は算定できないのか。

A1: 意見書の交付のみで、医師の診療が行われなかった日は、初・再診料等の診察料は算定できず、実日数もカウントしない。なお、その月に診療行為が一度もなかった場合は傷病手当金意見書交付料のみを算定する。この場合のレセプトは実日数0で、「傷病名」欄及び「診療開始日」欄は該意見書の対象となった傷病名及びその診療開始日を記載する。

Q2: 傷病手当金意見書交付料を算定した場合、レセプトの「摘要」欄に交付日を記載する必要があるか。

A2: 交付年月日の記載が必要である。なお、電子レセプト請求の場合は、レセプト電算処理システム用コードを用いて記録する。コード: 850100089、レセプト表示文言: 交付年月日(傷病手当金意見書交付料); (元号) yy" 年 "mm" 月 "dd" 日"

Q3: 患者の求めに応じて、同一月に、

複数期間の証明を行ったため意見書を2枚交付した。同一月であっても傷病手当金意見書交付料は100点×2回で算定できるか。

A3: 算定できる。傷病手当金意見書交付料は、労務不能と認め証明した期間ごとに算定できる。

Q4: 傷病手当金を受給できる被保険者が死亡後に、家族が意見書の交付を求めてきた。傷病手当金意見書交付料はどのように算定すればよいか。

A4: 被保険者が死亡した場合は、遺族等に対する療養の給付として請求するため、交付を始めた家族の方のレセプトで請求する。この場合のレセプトは以下のように記載する。

①自院で遺族等(意見書の交付を求めた家族)自身の診療を行っていない場合は、レセプトに「相続」と表示し、意見書の対象となった傷病名を「傷病名」欄に記載する。

②自院で遺族等(意見書の交付を求めた家族)自身の診療も行っている場合は、レセプトに「相続」と表示し、遺族等自身の傷病名と意見書の対象となった傷病名の両方を「傷病名」欄に記載する。

県保険医協会の「税務・経営電話相談」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00

◆受付電話 0269-33-3265

(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。



理事会便り

6/22 理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:35 ~ 21:05 出席役員: 宮沢会長、市川、奥山、林(春)、八重樫各副会長、雨宮、池上、林(賢)、布山、三田各理事、議長: 八重樫副会長
■報告・承認事項

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や廻り、移動等を除く)を紹介している。6/1 ~ 6/30間は医科1件、歯科1件。(氏名敬称略)

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
芹田内科クリニック	内	388-8087	長野市篠ノ井布施高田755番地1	026-214-8104	開設者・倉石 康弘 / 管理者・小堀 求	常勤1	無	令和3年7月1日
しらかば歯科クリニック	歯 小歯 矯歯 歯外	399-3303	下伊那郡松川町元大島1380-2	0265-36-5535	井本 大智	常勤2 非常勤1	無	令和3年7月1日

※1 診療科名は略記載。※2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。※3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。※4 指定期間は指定日より6年。

書籍案内

『逆転無罪 特養あづみの里裁判の6年7ヶ月』

2020年7月28日に特養あづみの里刑事事件裁判の無罪判決が出されてから1年が経とうとしている。「特養あづみの里業務上過失致死事件裁判で無罪を勝ち取る会」は無罪判決1周年を記念し裁判記録集を発刊する。

掲載内容は「年表でたどる『裁判』と『支援』の記録」「あの日、何が起きたのか」「介護の未来ともに語ろう」「判決全文掲載」等となってい

判型 277mm × 210mm 146頁

定価 1320円(税込)

発行日 2021年7月28日

購入方法など詳細は今後チラシ等でご案内します。



共済だより

5月~6

月にかけて
行われまし

たグループ保険及び保険医年金の普及
キャンペーンでは、多くのお申込を頂
きありがとうございました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

県保険医協会運営のグループ保険につ
いては、キャンペーン期間中にお申
出がなかったご加入者につきましては、そ
のまま2021年8月1日で自動更新と
なります。また、66歳ランクに移行した
関係での自動減額や年齢による制度脱
退、お申出による増額・減

額・脱退をされた方については、7月
26日(8月分)の保険料引落より変
更がございますのでご確認をお願い致
します。

また、保険医年金につきましては9
月1日が加入日となり、「月払」につ
いては、初回掛金は8月26日(9月
分)からご指定の口座より引落となり
ますが、「一時払」については、先生
からお振込いただくものとなっており
ます。8月初旬に大樹生命より別途通
知がございますので、8月20日まで
に協会指定口座へお振込下さいますよ
うお願い致します。

活動日誌

6/24 北信越ブロック在宅医療厚労省懇談 / 保団連医療運動推進本部会議

6/26 保団連理事会

6/27 保団連代議員会

7/1 北信越ブロック事務局長会議

7/2 社保協事務局会議 / 福祉医療給付制度の改善をすすめる会

7/3 保団連理事会

7/3~7/4 保団連夏季セミナー

7/5 特養あづみの里裁判無罪を勝ち取る会事務局会議

7/8 保険でより歯科医療を全国連絡会世話人会

7/9 社保協運営委員会 / 国保部会

7/11 北信越ブロック会議

7/13 歯科部会

7/16 社保協介護部会

長野県保険医協会の会員数

1,331名(医科740名、歯科591名)

7月1日現在